

大牟田市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第3項の規定に基づき、大牟田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人以内
 - (2) 市議会議員 4人以内
 - (3) 関係行政機関又は県の職員 3人以内
 - (4) 市内に住所を有する者 2人以内
- 2 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 前2項の委員のほか、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 4 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期中であってもその本来の職を離れたときは、当該委員の職を失うものとする。
- 4 臨時委員は特別の事項に関する調査審議が終了した時に、専門委員は専門の事項に関する調査が終了した時にそれぞれ解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会に、審議会の委任を受けその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長及び会長が指名した委員5人以内をもって組織する。
- 3 前条の規定は、常務委員会の会議について準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 大牟田市都市計画審議会条例（昭和45年条例第4号）は、廃止する。

大牟田市都市計画審議会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市都市計画審議会条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、大牟田市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

第2条 委員、臨時委員及び専門委員の代理出席は、これを認めない。ただし、条例第2条第1項第3号に掲げる者のうちから任命された委員が審議会の会議（以下「会議」という。）に出席できないときは、当該委員が委任する当該機関の職員にその職務を行わせることができる。

(常務委員会が処理する事項)

第3条 条例第6条第1項の規定により常務委員会が処理する軽易な事項は、次のとおりとする。

(1) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条の2に規定する都

市計画の軽易な変更

(2) その他会長が必要と認め、審議会の議を経て委任を受けた事項

(会議の公開)

第4条 会議は、これを公開する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、審議会に諮ってこれを非公開とすることができる。

2 審議会の公開に係る傍聴等の事務手続等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(意見陳述)

第5条 会議における意見陳述は、これを認めない。ただし、会長が審議会に諮って認めた者については、この限りでない。

2 意見陳述を認められた者は、会長の指示に従って意見陳述を行い、意見陳述後は速やかに退室しなければならない。

(会議録)

第6条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 会議に出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

(3) 審議事項

(4) 審議結果の内容

2 会議録には、会長及び会長が指名した2人の委員が署名押印するものとする。

(準用)

第7条 第2条、第4条及び前条の規定は、常務委員会の運営について準用する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年6月28日から施行する。